

旭区と旭警察署が特殊詐欺撲滅のために連携 迷惑電話防止機器を貸し出します！

旭区内では特殊詐欺被害が多発しており、その多くは詐欺グループからの電話をきっかけに発生しています。そのため、詐欺から身を守るためには「犯人と話をしないこと」が一番大切です。

そこで、旭区と旭警察署は特殊詐欺対策に関する協定を締結し、区民の皆さんが電話による詐欺に遭わないよう、迷惑電話防止機能が付いた機器の貸出しを始めます。

迷惑電話防止機器の貸出しについて

1 貸与対象

申請日において、区内在住の65歳以上で、録音された音声その他の情報を特殊詐欺事件の捜査等のため警察に提供することに同意していただける方

2 貸与申込開始日

令和5年6月15日（木）～ ※先着順（100台）

3 貸与期間

原則1年

4 申込方法

旭警察署生活安全課へ電話申込（Tel 045-361-0110）

※ 受付日：月曜日から金曜日（休日、年末年始を除く）

受付時間：9時から16時まで



迷惑電話防止機器

協定締結について

1 協定の概要

(1) 名称

旭区内における特殊詐欺対策に関する協定書

(2) 目的

旭区と旭警察署相互の連携と協力体制を確立することにより、特殊詐欺発生の抑止を図り、旭区民が安心して暮らせる地域社会を実現すること。

2 協定締結式

日時：令和5年5月29日（月）14時～

場所：旭警察署 署長室

※取材を希望される方は、

令和5年5月29日（月）10時までに

下記お問合せ先までご連絡ください。



旭区マスコットキャラクター
あさひくん



「絆」大使
振り込まセンジャー

お問合せ先

旭区地域振興課長 西原 元 Tel 045-954-6090